

令和元年度 第 3 回可児市上下水道事業経営審議会資料

～第 2 回審議会のまとめ～

可児市上下水道事業経営審議会

1. 諮問内容

可児市下水道事業の適正な使用料について

(料金算定期間は令和 2 (2020) 年度から令和 6 (2024) 年度の 5 年間)

2. 下水道事業の状況

【事業環境】

- ・平成 29 年度より地方公営企業法を適用し、地方公営企業会計を導入している。
企業会計方式を用いることで一般会計と異なり複式簿記による経理により、収益的収支及び資本的収支の算定が可能となることから、経営成績及び財政状態を明らかにすることができる。
- ・下水道は 10 市町から構成される木曾川右岸流域下水道を用いて排水しており、各務原浄化センターにある処理場で処理している。
- ・処理区は 5 個あり、セグメントに分けて会計処理を行っている。
- ・昭和 63 年より整備を進め平成 6 年 10 月より順次供用を開始している。排水施設やマンホール蓋等の設備が老朽化しており、今後それらの更新を行っていく必要がある。
- ・計画的な設備更新及び維持管理を行うために「下水道長寿命化計画」や「ストックマネジメント計画」を策定して効率的な更新を目指している。

【経営状況】

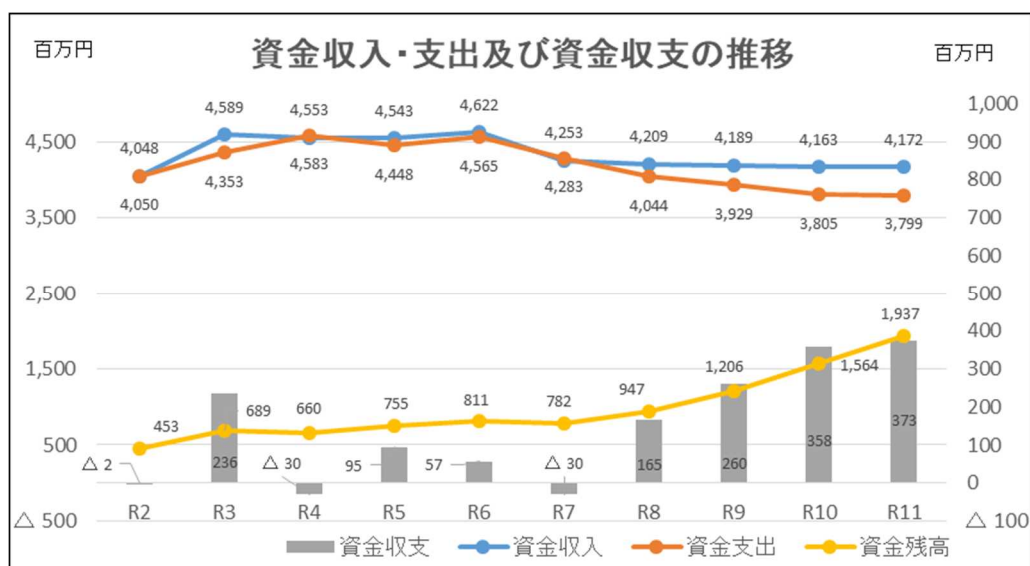
- ・平成 29 年度と平成 30 年度の決算では当期純利益がプラスであり、今後も毎年約 5 億円の純利益が見込まれる。貸借対照表とキャッシュフロー計算書についても資金ショートしていないため健全な状態であるといえる。
- ・資本的収支の差額については、下水道事業のインフラ資産は工事費が大きいため通常は赤字となる。よって内部留保資金が蓄積されるまでは収益的収支による毎年の利益や減価償却費によりそれらの赤字を補填する必要がある。留保資金が確保されれば差額を内部留保資金で賄えるために当期純利益を予定処分する必要はなくなる。
- ・資金収支については公営企業会計移行時に引き継いだ現金が少なかったために、当面は当年度の利益を資本的収支差額の補填に使用しなければならないこともあり厳しい状態が続くことが予想される。
- ・企業債については、今まで管渠布設や処理場の整備のために多額の借入を行ってきたので毎年 16 億円程度の償還額が発生している。しかし、その起債償還額のピークは経過しているので今後は徐々に負債は減少していく。

【投資計画】

- ・管渠（耐用年数 50 年）は布設後 30 年程度経過しており、ひび割れ等で修繕を要すものについては適切に調査・補修をしていく予定である。
- ・マンホールポンプ設備・マンホール蓋等（耐用年数 7 年から 50 年）については、長寿寿命化計画（平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年）に基づき更新工事を行っている。
- ・今後はストックマネジメント計画を策定し、管渠布設の現状や資金の状況に応じて適切な更新を進めていく。

3. 適正な使用料の検討

- ①地方公営企業法第 17 条の 2 では公営企業の「独立採算制」が示され、同 3 条では地方公営企業は「企業の経済性を発揮し、公共の福祉を増進する」よう運営しなければならないとし、同第 21 条では料金の基本原則「(ア) 公正妥当なものであること、(イ) 原価主義に基づくものであること、(ウ) 企業の健全な運営を確保するに足りるものであること」が示されている。
- ②可児市の使用料は基本使用料+従量使用料の二部使用料制となっており、現行の使用料は可児市下水道条例が施行された昭和 63 年以降変更していない。
- ③県内他市の使用料と比較すると 21 市の中で高い方から 12 位となっている。
- ④適正な使用料水準であるかどうかを判定するために、日本下水道協会発行の「下水道使用料算定の基本的考え方」で示されている使用料改定率を用いた。使用料改定率は使用料対象経費を使用料収入で除すことで求められる。
- ⑤使用料算定期間（令和 2 年度から 6 年度）における収益的収支と使用料対象経費を見積り、使用料改定率を算出すると約 97%となる。100%に近い数値となるため、使用料対象経費を使用料収入で賄えておりかつ回収しすぎているといえる。
- ⑥内部留保資金が少ないために毎期の純利益は建設事業費（資本的収支の赤字）の財源にしなければならない。よって、将来の建設事業費を確保するためには使用料を下げることもできないため、現状の使用料収入を維持する必要がある。



4. 井戸水使用世帯における認定汚水量の検討

- ①一般の家庭においては下水道の使用量は上水道の使用量としている。井戸のみ使用世帯及び井戸併用世帯では井戸の汚水量（メーター未設置）がわからないために、世帯人数により認定汚水量を定めて使用料算定を行っている。
- ②現行の認定水量は昭和 63 年施行の可見市下水道条例で設定された数値である。
- ③井戸を併用している世帯は認定水量とメーターで測定された上水道使用量と比較して多い方が料金算定の汚水量となる。水道の使用量が少なく毎月認定汚水量となる世帯もあるし、水道使用量の方が大きいために水道使用量が汚水量となる世帯もある。
- ④水道使用量は、節水意識の向上や機器の性能向上により年々減少傾向にある。
- ⑤井戸使用世帯は年々減少（井戸の廃止）しているために、認定水量を変更したことによる下水道事業経営への影響は少ない。
- ⑥過去 3 年の水道使用量の平均を調べると、世帯人数が少ない（特に 1 人）世帯においては実際の平均値との乖離が大きい。
- ⑦他市町村と比較しても、世帯人数が少ないと可見市の認定水量は大きい。世帯人数が増えるとその差は無くなる（5 人以上の 1 人増加する毎に 2 m³増加は他市より小さい）。

世帯人数	件数	水量合計	月数合計	平均	四捨五入	現行認定水量	差
1	4,029	1,700,593	138,912	12.24	12	16	-4
2	9,532	6,269,368	331,308	18.92	19	20	-1
3	5,464	4,095,299	183,540	22.31	22	26	-4
4	4,743	3,754,899	157,722	23.81	24	31	-7
5	1,651	1,478,862	55,410	26.69	27	34	-7
6	437	473,520	14,803	31.99	32	36	-4
7	124	145,949	4,146	35.20	35	38	-3
8	32	44,356	1,086	40.84	41	40	+1
9	7	9,297	176	52.82	53	42	+11
10	2	1,544	49	31.51	32	44	-12
11	1	1,202	36	33.39	33	46	-12
計・平均	26,022	17,974,889	887,188	20.26			

5. 質疑応答、意見等

【質問①】資金残高について、仮に利益が生じていてもキャッシュがない事態（資金ショート）が起こってしまった場合に一時借入はどうなっているのか。

【回答】不測の事態に備え、予算書に一時借入金について限度額を設定しており、資金を借りることは可能である。また金融機関と当座借越契約を結び資金不足にも対応できるようにしている。毎月、収入と支出を計算することでキャッシュの流れを把握し、資金不足にならないように常に気を配っている。

【質問②】使用料対象経費以外のものについて説明してほしい。

【回答】使用料対象経費にならないものは、表にある雨水処理に係る雨水分と長期前受金戻入分、及びその他控除額である一般会計繰入金である。これらは財源が別にあるため、それらで事業を賄えるものである。6億円程度を使用料対象経費として見込んでいる。

【質問③】当年度純利益と補填財源について、内部留保資金が乏しいため、過去から蓄積した内部留保資金で賄えない理由はなぜなのか。

【回答】平成29年度より地方公営企業法を適用し公営企業会計に移行した際に、特別会計から引き継いだ現金については特別会計内に残っていた繰越金しかなかった。しかし、実際には事業開始から30年以上が経過しており資産については全て引き継いでいるため、資産を更新するための財源についても同時に引き継ぐ必要があった。会計上は、減価償却累計額として計算されている償却分についても将来の更新費用として資金をもらうべきであった。

【質問④】他市町との比較で市町毎に金額が変わるが、使用料に大きな影響を与えているものは何なのか教えてほしい。

【回答】料金設定を行うときに考慮すべき建設事業費について、地理的条件により工事費に差があること、及び人口密度の違いにより下水道に接続する世帯数に違いがあることが要因として考えられる。

【質問⑤】認定水量を他市町村と比較すると、可児市は全体的に大きめの設定となっている。世帯によっては認定水量により請求されることで、計測された水道使用水量より多く負担している世帯があるということか。

【回答】そうである。世帯によっては毎月認定水量となっている世帯もあるので、水道使用水量の流量より多く負担していただいている世帯も存在する。

【質問⑥】世帯別平均水量について、5人世帯以降は1人増加するごとに2^m³となっているが、5人世帯以下が全体の98%とあるように対象者は少ないのか。

【回答】98%が5人世帯以下に含まれるためそう言えるのではないかと。世帯5人以上の1人増加するごとの増加量（2^m³か3^m³）については今後検討する必要がある。

【意見】水道と井戸水を併用している世帯から聞いた話では、水道代は安く下水道代は高い

と聞いたことがあり、それは井戸分を下水道に流しているためという説明をしたことがある。併用世帯では認定水量で使用料を請求されている事を把握されていない世帯も存在する。しかし、井戸を使用している世帯は実際の使用量がわからない以上、認定水量による請求は仕方がないことである。

6. まとめ

- ・下水道使用料については5年間ごとに料金を見直す必要があるが、令和2年度から令和6年度までの今後5年間については現状維持が妥当ではないか。現在の使用料体系は、下水道事業経営の視点から考察しても高くも安くもないと言える。経営事情は年々変化することから次回の見直しでは変わる可能性はある。

- ・井戸水使用世帯の認定水量については現状を分析した結果、世帯によっては実際の使用量と大きく乖離していることが分かった。他市町と比較しても大きい世帯があるため水道使用者の平均値に変更することが妥当と考えられるが、2回目の審議会だけでは結論付けることはできないため、次回に事務局から答申案を提出する。委員の皆様には次回の審議会までに、第2回審議会資料と共にどの数値が認定水量として妥当なのか考察いただきたい。